

入札・契約制度に関する運用変更について

1 郵便等による入札の導入

条件付一般競争入札及び公開見積り合わせにおいて、郵便等による入札・見積りに対応します。

【注意点】

- (1) 条件付一般競争入札・・・入札書を封入した封筒を、さらに郵便用封筒に封入して投函。
公開見積り合わせ・・・見積書は、そのまま郵便用封筒に封入して投函。
- (2) 入札期限又は見積り期限を必着とし、郵便が到着したかどうかの問い合わせには応じられません。

2 開札の方法、再度入札日程の見直し

再度入札を開札日の翌日以降に実施します。開札に立ち会わなかった方も、再度入札に参加できます。

【注意点】

- (1) 再度、再々度の入札は郵便での参加はできません。
- (2) 再度入札に参加しなかった場合は、再々度の入札には参加できません。

3 開札から落札までの期間短縮

開札日の翌々日に落札決定を行います。

ただし、落札者決定を速やかに行うため、一部の業務で提出を求める資格要件確認資料（履行実績等）については、入札書の投函前に入札参加者全員に提出を求めて事前の内容確認を行います。

【注意点】

- (1) 資格要件確認資料は、すべての入札参加者に提出をお願いします。
- (2) 資格要件確認資料の提出を求めるのは、一部の案件に限られます。

4 資格審査（市税の納税確認）の要件緩和

落札候補者について市税の滞納確認を行い、開札日の前日の属する年度より以前に課税されたもののうち滞納繰越分（いわゆる過年度分）の滞納額等があった場合については、失格（無効）とします。

一方、現年度分の滞納については、契約締結日までに全額を納付することについて誓約書の提出があれば失格（無効）にはなりません。ただし、契約締結日までに納付がなかった場合は落札者決定が取り消されます。

5 指名除外の取扱いについて

（1）滞納の取扱い

4の場合において、いわゆる過年度分に滞納額等があった場合については、指名除外の対象となります。現年度分に滞納があり、誓約書の提出があったにもかかわらず、納付がなかった場合についても指名除外の対象となります。

一方、現年度分について一定の期間までにその全額が納付されたことが確認された場合は、指名除外の対象になりません。

（2）文書注意の取扱い

文書による注意を受けた場合、基本的に2回で指名除外の対象となることとしていますが、初度の文書による注意を受けた日から3か月が経過すれば累積回数はリセットされます。

※運用変更に伴い、「条件付一般競争入札公告共通事項」及びその「細則」、並びに個別の「入札公告」、また、「公開見積り合わせに関する注意事項」についても変更しますので、よくお読みになりご参加ください。

適用開始日：平成29年4月1日より

東広島市総務部契約課（物品役務係）